

豊川市下水道事業に係る豊川市水道事業との組織統合及び地方公営企業法の規定の全部の適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

令和3年11月30日提出

豊川市下水道事業に係る豊川市水道事業との組織統合及び地方公営企業法の規定の全部の適用に伴う関係条例の整備に関する条例

第1条 豊川市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年豊川市条例第38号）の一部を次のように改正する。

- 1 -

進するように、運営されなければならない。 <u>2 水道事業の規模は、次のとおりとする。</u> <u>(1) 給水区域は、豊川市の区域とする。</u> <u>(2) 給水人口は、186,100人とする。</u> <u>(3) 1日の最大給水量は、70,900立方メートルとする。</u> <u>3 下水道事業の規模は、次のとおりとする。</u> <u>（1）公共下水道事業</u> <u>ア 計画区域は、豊川市の区域のうち、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により策定した事業計画に定める区域とする。</u> <u>イ 計画人口は、158,215人とする。</u> <u>ウ 1日の最大計画汚水量は、81,894立方メートルとする。</u> <u>（2）農業集落排水事業</u> <u>ア 計画区域は、豊川市農業集落排水施設条例（平成7年豊川市条例第9号）別表第1に掲げる施設に係る区域とする。</u> <u>イ 計画人口は、3,930人とする。</u> <u>（組織）</u> <u>第3条 法</u> <u>第7条ただし書及び地方公営企業法施行令</u> <u>第8条の2の規定により、上下水道事業に管理者を置かないものとする。</u> <u>2 法第14条の規定により、上下水道事業の管理者の権限に属する事務を処理するため、上下水道部を置く。</u> <u>（重要な資産の取得及び処分）</u> <u>第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない上下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額</u>	進するように、運営されなければならない。 <u>2 給水区域は、豊川市の区域とする。</u> <u>3 給水人口は、186,100人とする。</u> <u>4 1日の最大給水量は、70,900立方メートルとする。</u> <u>（組織）</u> <u>第3条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第7条ただし書及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第8条の2の規定により、水道事業に管理者を置かないものとする。</u> <u>2 法第14条の規定により、水道事業の管理者の権限に属する事務を処理するため、上下水道部を置く。</u> <u>（重要な資産の取得及び処分）</u> <u>第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額</u>
--	--

）が3,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

（議会の同意を要する賠償責任の免除）

第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。

（議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等）

第6条 上下水道事業の業務に関し法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が100万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が100万円を超えるものとする。

（業務状況説明書類の作成）

第7条 市長は、上下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

（1）・（2）（略）

（3） 前2号に掲げるもののほか上下水道事業の経営状況を明らかにするため市長

）が3,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

（議会の同意を要する賠償責任の免除）

第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2第8項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。

（議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等）

第6条 水道事業の業務に関し法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が100万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が100万円を超えるものとする。

（業務状況説明書類の作成）

第7条 市長は、水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

（1）・（2）（略）

（3） 前2号に掲げるもののほか水道事業の経営状況を明らかにするため市長

が必要と認める事項 3 (略)	が必要と認める事項 3 (略)
--------------------	--------------------

(豊川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 豊川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年豊川市条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<u>豊川市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例</u> (目的) 第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第38条第4項の規定に基づき、<u>豊川市水道事業職員及び豊川市下水道事業職員（以下「上下水道事業職員」という。）</u>の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。 (給与の種類) 第2条 <u>上下水道事業職員</u>で常時勤務を要するもの並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。 2・3 (略) (会計年度任用職員の給与) 第18条 <u>上下水道事業職員</u>のうち地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与の種類は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 (1)・(2) (略) 2 (略)	<u>豊川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例</u> (目的) 第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第38条第4項の規定に基づき、<u>企業職員（豊川市病院事業職員を除く。以下同じ。）</u>の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。 (給与の種類) 第2条 <u>企業職員</u>で常時勤務を要するもの並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。 2・3 (略) (会計年度任用職員の給与) 第18条 <u>企業職員</u>のうち地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与の種類は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 (1)・(2) (略) 2 (略)

(豊川市下水道条例の一部改正)

第3条 豊川市下水道条例（昭和55年豊川市条例第16号）の一部を次のよ

うに改正する。

改正後	改正前
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(11) (略) (12) 使用月 下水道使用料の徴収の便宜上区分されたおおむね1月の期間をいい、その始期及び終期は、<u>市長</u>が定める。 (公共下水道の排水施設の構造の基準) 第3条の2 公共下水道の排水施設（これを補完する施設を含む。）の構造の基準は、次のとおりとする。 (1)・(2) (略) (3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして<u>市長</u>が定めるものを除く。）にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講じられていること。 (4) (略) (5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他の<u>市長</u>が定める措置が講じられていること。 (6) 排水管内径及び排水渠の断面積は、<u>市長</u>が定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。 (7)～(10) (略) (排水設備の接続方法、内径等) 第4条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次に定めるところによらなければならない。 (1) (略) (2) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(11) (略) (12) 使用月 下水道使用料の徴収の便宜上区分されたおおむね1月の期間をいい、その始期及び終期は、<u>規則</u>で定める。 (公共下水道の排水施設の構造の基準) 第3条の2 公共下水道の排水施設（これを補完する施設を含む。）の構造の基準は、次のとおりとする。 (1)・(2) (略) (3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして<u>規則</u>で定めるものを除く。）にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講じられていること。 (4) (略) (5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他の<u>規則</u>で定める措置が講じられていること。 (6) 排水管内径及び排水渠の断面積は、<u>規則</u>で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。 (7)～(10) (略) (排水設備の接続方法、内径等) 第4条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次に定めるところによらなければならない。 (1) (略) (2) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ

(排水設備の計画の確認) 第7条 排水設備の新設、増設、改造又は撤去（以下「新設等」という。）を行おうとする者は、あらかじめ、当該排水設備の新設等の計画が、<u>市長が定める排水設備の設計基準及び排水設備の接続方法等の基準</u>（以下「設計基準等」という。）に適合するものであることについて、<u>市長が定めるところにより、書面に必要な書類を添付して申請し、市長の確認を受けなければならない。</u> 2 (略)	(排水設備の計画の確認) 第7条 排水設備の新設、増設、改造又は撤去（以下「新設等」という。）を行おうとする者は、あらかじめ、当該排水設備の新設等の計画が、<u>規則で定める排水設備の設計基準及び排水設備の接続方法等の基準</u>（以下「設計基準等」という。）に適合するものであることについて、<u>規則で定めるところにより、書面に必要な書類を添付して申請し、市長の確認を受けなければならない。</u> 2 (略)
--	--

(豊川市行政手続条例の一部改正)

第5条 豊川市行政手続条例（平成11年豊川市条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(委任) 第39条 この条例の施行に関し必要な事項は、執行機関及び地方公営企業法第8条第2項の規定に基づき水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長が定める。	(委任) 第39条 この条例の施行に関し必要な事項は、執行機関及び地方公営企業法第8条第2項の規定に基づき水道事業_____の管理者の権限を行う市長が定める。

(豊川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第6条 豊川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年豊川市条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(<u>上下水道事業職員給与条例</u>の適用除外等) 第11条 <u>豊川市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例</u>（昭和42年豊川市条例第3号。以下「<u>上下水道事業職員給与条例</u>」という。）第3条から第5条まで、第5条の3、第8条から第10条まで及び第13条の規定は、<u>上下水道事業職員</u>である特定任期付職員には、適用しない。 2 <u>上下水道事業職員</u>である特定任期付職員に対する<u>上下水道事業職員給与条例</u>第11条の2の規定の適用については、<u>上下水道事業職員給与条例</u>第11条の2中「第4条の規定により管理職手当を受ける職員」とある	(<u>企業職員給与条例</u>_____の適用除外等) 第11条 <u>豊川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例</u>_____（昭和42年豊川市条例第3号。以下「<u>企業職員給与条例</u>_____」という。）第3条から第5条まで、第5条の3、第8条から第10条まで及び第13条の規定は、<u>企業職員</u>_____である特定任期付職員には、適用しない。 2 <u>企業職員</u>_____である特定任期付職員に対する<u>企業職員給与条例</u>_____第11条の2の規定の適用については、<u>企業職員給与条例</u>_____第11条の2中「第4条の規定により管理職手当を受ける職員」とある

のは「豊川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年豊川市条例第15号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。 3 <u>上下水道事業職員給与条例</u>第5条、第5条の3、第6条の2及び第14条の規定は、<u>上下水道事業職員</u>である任期付短時間勤務職員には、適用しない。 4 <u>上下水道事業職員</u>である特定任期付職員のうち特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、特定任期付職員業績手当を支給することができる。	のは「豊川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年豊川市条例第15号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。 3 <u>企業職員給与条例</u>第5条、第5条の3、第6条の2及び第14条の規定は、<u>企業職員</u>である任期付短時間勤務職員には、適用しない。 4 <u>企業職員</u>である特定任期付職員のうち特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、特定任期付職員業績手当を支給することができる。
---	---

（豊川市下水道事業の設置等に関する条例の廃止）

第7条 豊川市下水道事業の設置等に関する条例（平成30年豊川市条例第33号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、豊川市水道事業と豊川市下水道事業の経営基盤の強化を図るため組織を統合するとともに、豊川市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴い、関係条例の整備を行う必要があるからである。